

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 8月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋屋上で清掃作業に従事していた協力企業作業員5名のうち1名が、気分が悪くなったため事務所へ戻り休憩していたところ、痙攣を起こしたことから、午前11時34分に救急車を要請し、その後、業務車にて病院へ搬送した。 診察の結果、「熱中症・脱水症」と診断された。	A s	8月21日公表済 (PDF59KB)

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	搬出物品確認申請書及び確認書において、取扱区分及び所有者区分に記載間違いが認められたため、当該搬出記録を訂正及び対応検討	C	
2	1号機	活性炭ホールドアップ系点検時、排ガス吸着塔前置フィルター（B）の固定ボルト3本中1本が外れていたことが認められたため、当該ボルトを取付	C	
3	1号機	可燃性ガス濃度制御系機能検査終了後の資料確認において、ブロウ（A）入口圧力点検記録の測定器名及び管理番号に誤りが認められたため、対応検討	D	
4	2号機	タービン建屋地下1階高圧復水ポンプ（A）付近のストームファンネルの上蓋止めネジの紛失が認められたため、当該ネジを取付	D	
5	5号機	漏えい燃料調査用高感度オフガスモニタにおいて、モニタの不具合と考えられるX e-138（セ/138）及びX e-135（セ/135）の指示（ふらつき）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
6	5号機	ストーム・油ドレン処理建屋南東側の配管トレンチ用マンホールに錆が認められたため、当該マンホールを交換	D	
7	6号機	補助海水系ポンプ（C）モータ上部の外気取り入れカバーに錆（4箇所）が認められたため、当該カバーを交換	D	
8	6号機	原子炉圧力容器蓋開閉用スタッドテンショナー（No. 2）の動作確認において、着脱装置の下降極限リミットスイッチの動作不良により、ストッパーネジの折損及びボールベアリングの外れが認められたため、当該部を点検・修理	C	
9	6号機	タービン建屋用空冷チラー点検において、空冷チラー（A）凝縮器（No. 1）の分流通（1本）に亀裂が認められたため、当該凝縮器を点検・修理	D	
10	6号機	廃棄物処理建屋中央制御室用空調機の加湿器補給水配管フランジ部付近において、水もれが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで